

IFRSのアドプションの動向について (その3)

5. 日本におけるIFRS採用に向けた検討状況

EUIにおいて、域外上場会社に対してもIFRS又はIFRSと同等の会計基準の適用が義務付けられたことに伴い、日本の会計基準に準拠した財務諸表がEU域内で受け入れられるためには、日本の会計基準がIFRSと同等であると評価されることが必要となりました。同等性評価はCESRIによって実施され、2005年の評価では、IFRSと日本の会計基準の間には26項目の重要な差異があるとの指摘を受けました。そのため、ASBJによるコンバージェンス作業は、当該差異の解消を中心的な目標として実施されてきましたが、2008年12月、解消作業が終了しました。

現在では、我が国においてもIFRSを採用する方向に向けた議論が本格的に開始されています。

(1) 同等性評価

2005年7月、CESRIは「特定第三国の公正なる会計基準の同等性及び財務情報の法執行に関する特定第三国のメカニズムの記述に関する技術的助言」(注1)を公表しました。当該技術的助言では、日本・米国・カナダの会計基準はIFRSと全体として同等であることを認めています。しかし、各国の会計基準にはそれぞれ26項目・19項目・14項目の重要な差異があるとし、その重要性に応じて補完計算書、開示B及び開示Aの補完措置(注2)を取ることが要求されました。

(2) プロジェクト計画表

2006年1月、同等性評価の結果を受けてASBJは「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて－CESRの同等性評価に関する技術的助言を踏まえて－」を公表し、CESRから指摘された26項目の2008年時点におけるコンバージェンスの達成状況の見通しを整理しました。

さらに、2006年10月には「プロジェクト計画表」を公表し、2007年末までの作業計画を四半期ごとに明らかにするとともに、2008年年初における達成状況の見通しを更新しました。

(3) 東京合意

2007年8月、IASBとASBJが、「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組への合意」(いわゆる東京合意)を公表しました。この合意では、CESRから指摘された26項目については2008年までに解消又は会計基準が代替可能となるような結論を得るものとし、残りの差異については2011年6月30日までにコンバージェンスをもたらすものとしています。ただし、2011年6月30日以降に新たに適用されるIFRSについては、対象外とされています。

(注1)

TECHNICAL ADVISE ON EQUIVALENCE OF CERTAIN THIRD COUNTRY GAAP AND ON DESCRIPTION OF CERTAIN COUNTRIES MECHANISMS OF ENFORCEMENT OF FINACIAL INFORMATION

(注2)

補完計算書:IFRSで仮定計算した場合の要約財務諸表

開示B:IFRSに準拠して処理した場合の定量的影響(損益又は株主持分への税引前後の影響)

開示A: 自国基準による開示を補強する定性的・定量的情報

(4)プロジェクト計画表の更新

2007年12月、東京合意の内容を踏まえてプロジェクト計画表が更新され、2008年を目標とする短期項目（EUによる同等性評価に関連する項目）、2011年6月30日を目標とする中期項目（既存の差異に係る項目）及び具体的な目標は設定しないがコンバージェンスを図っていく中長期項目（IASB/FASBのMOU項目に関連する項目）に区分され、項目ごとの期日がより明確化されました。

さらに2008年9月には、IASBとFASBによるMOUが同月に改訂されたことを踏まえ、また、コンバージェンス作業の進捗状況を反映するため、プロジェクト計画表が更新されました。当該プロジェクト計画表では、新たな中長期項目として、IASBとFASBによるMOU以外のIASBでの検討に関連する項目が追加されています。

(5)短期コンバージェンス・プロジェクトの終了

2008年12月、ASBJは東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目が終了したことを公表しました。これにより、CESRから指摘された26項目すべてについて、日本の会計基準を改正又は新設し、差異の解消が終了したことになります（対応状況については別紙参照）。

なお、これより少し前の2008年3月には、ASBJが東京合意における目標を予定通りに達成できないのでない限り、日本の会計基準はIFRSと同等であると評価すべきとの結論がCESRから公表されました。これを受けて2008年12月、目論見書指令の施行に関する規則（(EC)809/2004）を改正する規則（(EC)1289/2008）が採択され、日本の会計基準はEUにおいて採用されているIFRSと同等であることが最終決定されています。

(6)我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）

2009年2月4日、企業会計審議会企画調整部会より、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」が公表されました。EUのみならず米国においてもIFRSが採用される可能性が高まったことより、我が国においてもIFRSの採用に向けたロードマップを作成すべきである、との指摘に応えたものです。

その内容は以下のとおりですが、現時点では案の段階であり、今後の議論の行方によっては変更される可能性があることにご留意ください。

(ア)連結先行

我が国の会計制度は、金融商品取引法、会社法及び税法が深く結び付いており（いわゆる「トライアングル体制」）、また、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成されるため、IFRSを全面的に採用するためには、この関係を調整する必要があると考えられます。しかし、この点はひとまず今後の議論に委ね、連結先行の考え方、すなわち、「今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方」が提案されています。

(イ)任意適用

2010年3月期の年度の財務諸表から任意適用を認めることが提案されています。

(i)対象会社

以下の条件に合致する一定規模以上の上場会社であれば、任意適用することができます。

- ・継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている
- ・IFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、IFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示している
- ・国際的な財務活動行っている又は市場において十分周知されている

(ii)対象財務諸表

連結財務諸表にのみIFRSを適用します。ただし、連結財務諸表を作成していない会社にあつては、日本の会計基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報としてIFRSに準拠した個別財務諸表を作成することができます。

(iii)準拠すべきIFRS

基本的には、IASBが作成したIFRS(日本語翻訳版)をそのまま適用します。

(ウ)強制適用

IFRS適用に向けた課題の達成状況等を確認し、IFRSを強制適用するか否かを判断する時期は、とりあえず2012年を目途とすることが提案されています。

(i)対象会社及び適用時期

IFRSへの移行が適当であると判断されてから、実務対応上必要かつ十分な準備期間(少なくとも3年間)が経過したのち、上場企業に一齐に適用されます。

(ii)適用範囲

連結財務諸表にIFRSを適用しますが、個別財務諸表については今後も継続して検討されます。なお、非上場会社に対して任意適用を認めるか否かについても、改めて検討されます。

6. おわりに

2008年で一通りのコンバージェンスが終了したとはいえ、我が国でIFRSを採用するとなると、過年度遡及修正などの既存の差異に加え、IASBとFASBが現在開発中の財務諸表の表示や収益認識に関する新たな会計基準など、多くの会計基準の新設や改正が予想されます。また、これまでと異なりIFRSは原則主義という特徴があるため、どのように実際の実務に適用していくのかについても大きな課題となる可能性があります。上場会社にとっては今後のIFRSの動向にも注意しつつ、早目の事前準備をしておくことが重要であると思われます。

以上

【参考文献】

橋本尚「2009年 国際会計基準の衝撃」(日本経済新聞出版社)

山田辰己「IFRSに収斂しつつある国際情勢と日本の会計基準」(国際会計研究学会第24回研究大会(2007年11月24日)記念講演会資料)

企業会計審議会「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について(論点整理)」(2004年6月24日)

太陽ASG有限責任監査法人

公認会計士 中野秀俊
text : hidetoshi nakano

■別紙

「EU同等性評価26項目(注)」に係る対応

補正措置	項目	公表基準等	
補元計算書	企業結合(持分プーリング法)	基準 21 号 「企業結合に関する会計基準」(2008.12)	
	連結の範囲	指針 15 号 「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(2007.3)	
	在外子会社の会計方針の統一	実務 18 号 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(2006.5)	
開示B 定量的開示	ストック・オプションの費用化	基準 8 号 「ストック・オプション等に関する会計基準」(2005.12) 指針 11 号 「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(〃)	
	企業結合 (交換日) (負ののれん) (取得研究開発)	基準 21 号 「企業結合に関する会計基準」(2008.12) 基準 22 号 「連結財務諸表に関する会計基準」(〃) 基準 23 号 「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(〃) 基準 7 号 改正「事業分離等に関する会計基準」(〃) 基準 16 号 改正「持分法に関する会計基準」(〃) 指針 10 号 改正「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(〃)	
	棚卸資産	低価法	基準 9 号 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(2006.7)
		後入先出法	基準 9 号 改正「棚卸資産の評価に関する会計基準」(2008.9)
	関連会社の会計方針の統一	基準 16 号 「持分法に関する会計基準」(2008.3) 実務 24 号 「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(〃)	
	減損テスト	今後、IASBとFASBの動向を踏まえて対応	
	開発費の資産計上	今後、IASBとFASBの動向を踏まえて対応	
	農業	プロジェクトとして取り上げず	
	開示A 定性的開示	ストック・オプション(新基準で、費用化の基準が開示されない場合)	基準 8 号 「ストック・オプション等に関する会計基準」(2005.12) 指針 11 号 「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(〃)
		企業結合 (少数株主持分) (段階取得) (外貨建のれんの換)	基準 21 号 「企業結合に関する会計基準」(2008.12) 基準 22 号 「連結財務諸表に関する会計基準」(〃) 基準 7 号 改正「事業分離等に関する会計基準」(〃) 指針 10 号 改正「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(〃)
保険会計(異常危険準備金)		プロジェクトとして取り上げず	
工事契約(工事進行基準)		基準 15 号 「工事契約に関する会計基準」(2007.12) 指針 18 号 「工事契約に関する会計基準の適用指針」(〃)	
不良債権		プロジェクトとして取り上げず	
廃棄費用		基準 18 号 「資産除去債務に関する会計基準」(2008.3)	
資産の除却債務		指針 21 号 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(〃)	
退職給付(割引率)		基準 19 号 「『退職給付に関する会計基準』の一部改正(その3)」(2008.7)	
金融商品の公正価値開示		基準 10 号 改正「金融商品に関する会計基準」(2008.3) 指針 19 号 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(〃)	
減損会計(戻入れ)		今後 IASB と FASB の動向を踏まえて対応	
投資不動産		基準 20 号 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(2008.11) 指針 23 号 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(〃)	
金融商品(今回は評価対象外)		今後、IASB と FASB の動向を踏まえて対応	

(注)欧州委員会(EC)による同等性評価に関して2005年7月に欧州証券規制当局委員会(CESR)が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案している26項目。

出所:企業会計基準委員会/財団法人 財務会計基準機構「ASBJ Newsletter(第7号)」